

## 博士論文提出資格審査に関する細則

この細則は、博士論文審査実施要項（以下、「要項」という。）第8条に基づき、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科における博士論文提出資格の審査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1. 博士論文提出資格審査申請書の提出

- (1) 博士論文の提出資格審査申請をする者は、指導教員の指導を受け、博士論文提出資格審査申請書（要項 様式第4号）と併せて、論文の要旨（要項 様式第8号）及び副論文を教務学生課に提出するものとする。
- (2) 博士論文提出資格審査申請書・論文の要旨・副論文の提出期限は、別途指定する。
- (3) (1)の論文の要旨（要項 様式第8号）中の「2000字程度」とは、1600字以上2400字以下をいう。
- (4) (1)の副論文は、次表に該当するものとする。

掲載 (予定) 誌	掲載日	掲載 数	論文の著者	掲載(予定) 誌の要件	論文の種類
和文誌	資格審査申請時において、投稿済みであり、審査会の意見を踏まえて研究科長が予備審査申請時までにはアクセプトされることが見込まれと認めるもの。（事後的に予備審査申請時までにはアクセプトされないことが判明した場合には、当該論文は副論文としては認められない。）	1編 以上	申請者の単著 または 申請者が筆頭著者	日本学術会議協力団体による査読が行われているもの	原著論文又は原著論文に相当すると認められるもの
英文誌				原則として、トムソン・ロイター社のWeb of Science を基にした Journal Citation Reports において、Impact factor が算出されているもの	original paper, article 等 原著論文又は原著論文相当と認められるもの

- (5) 副論文に係る添付書類は、次の通りとする。

- ア 副論文についての添付書類
  - (ア)共通する書面

原著論文であると確認できる書面または当該論文が原著論文相当であると申請者が判断した根拠を示す書面及び指導教員の意見を付した書面

(イ) 学術誌に投稿され、既に掲載された論文の場合

当該学術誌の誌面の写し

(ウ) 学術誌に投稿され、査読を経た（アクセプトされた）論文の場合

投稿した原稿及び学術誌にアクセプトされた証明書またはそれを確認できる書面

(エ) 学術誌に投稿された論文の場合

学術誌に原稿を投稿したことが確認できる書面

イ 学術誌についての添付書類

(ア) 共通する書面

当該学術誌の出版社・タイトル等が確認できる奥付又は当該学術誌の表紙の写しなどの書面

(イ) 当該学術誌が英文誌の場合

当該英文誌のインパクトファクターを確認できる書面

(ウ) 当該学術誌が和文誌の場合

日本学術会議協力学術研究団体による査読が行われたことが確認できる書面

## 2. 博士論文提出資格審査会の設置

- (1) 博士論文提出資格審査申請書を提出した申請者の指導教員は、博士論文提出資格審査会の審査員候補者及び審査実施候補日について、博士論文提出資格審査会審査員候補者一覧（別紙1）により教務学生課へ報告する（報告期限は、研究科長が別途指定する）。審査員候補者のうち1名は、申請者の属する領域の系と異なる系から選出されるよう努めるものとする。また、当該審査員が、博士論文予備審査及び最終審査の審査員も務めることを妨げない。ただし、最終審査については申請者の指導教員、指導補助教員及び副論文の共著者は審査員を務めることができない。
- (2) 研究科長は、博士論文提出資格審査書及び別紙1が提出されたら、研究科教授会の議を経て博士論文提出資格審査会を設置し、主査1名及び副査2名以上を選任する。
- (3) 博士論文提出資格審査会の審査員は3名以上で、指導教員の資格を有する者とし、申請者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。
- (4) 研究科長は、博士論文提出資格審査会の実施を申請者へ通知するとともに、審査員に審査書類を配付する。

### 3. 博士論文提出資格審査の実施

- (1) 博士論文提出資格審査会では、合議により書面審査を行うことを原則とする。  
ただし、審査に疑義が生じた場合には、申請者に対して質疑を行うことができる。
- (2) 審査員は、論文の要旨及び研究計画の進捗状況を確認するとともに、副論文の審査を行い、博士論文提出資格の可否を判定する。また、審査終了後は審査資料を教務学生課へ返却する。
- (3) 主査は、博士論文提出資格審査結果報告書（別紙2）を作成し、教務学生課へ提出する（提出期限は、研究科長から別途指定する）。
- (4) 研究科長は、上記報告書を確認し、博士論文提出資格審査結果通知書（別紙3）により申請者へ審査結果を通知するとともに、研究科教授会に審査結果を報告する。

#### 附則

この細則は、令和元年9月から適用する。

## 博士論文提出資格審査審査会

### 審査員候補者一覧

審査申請書提出者 氏名： \_\_\_\_\_

指導教員： \_\_\_\_\_

指導補助教員： \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_

区分	氏名
主査	
副査	
副査	

審査会実施日時： \_\_\_\_\_ 年 月 日 ( ) 時 分～

会場： \_\_\_\_\_

- ※ 審査員は3名以上で、研究指導教員の資格を有する者であること。
- ※ 申請者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。
- ※ 審査員候補者のうち1名は、申請者の属する領域の系と異なる系から選出されるよう努めるものとする。
- ※ 審査会は、研究科教授会の議を経て実施する。

## 博士論文提出資格審査結果報告書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院  
保健福祉学研究科長 殿

論文提出資格審査員

主査 印

副査 印

副査 印

博士論文の論文提出資格審査結果について、次のとおり報告します

申請者氏名		学籍番号	
研究題目			
審査員からの 意見			
論文提出資格 審査結果	合格 ・ 不合格		

## 博士論文提出資格審査結果通知書

年 月 日

申請者

(学籍番号 )

\_\_\_\_\_ 殿

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科長

研究題目 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで審査申請のありました上記の論文提出資格審査について、博士論文審査会で審査した結果、次のとおりでしたので通知します。

1 審査結果                      合格                      ・                      不合格

2 審査員からの意見